

新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種支援制度のお知らせ

個人向けおよび事業者向けの主な支援制度を掲載しています。各支援メニューの詳細や手続などについては、相談窓口にお問い合わせください。なお、この情報は、令和3年7月6日現在のもので、今後、変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

上天草市新型コロナウイルス感染症対策本部

	支援メニュー	支援概要	相談窓口
生活を支える給付・融資・貸付	給付 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)	ひとり親世帯の児童一人当たり一律5万円を給付 (1回限り) 対象：児童扶養手当受給者または収入が急変し、児童扶養手当受給者と同一水準になっているひとり親の人	上天草市役所 子育て支援課 ☎0969-28-3351
	給付 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)	低所得の子育て世帯に児童一人当たり一律5万円を給付 (1回限り) ※ひとり親世帯分の給付を受けた人は除く 対象：住民税均等割が非課税の人または非課税者と同等の事情にあると認められる人 (家計急変者)	
	融資 農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症の影響により、前期より10%以上農林漁業収入が減少	上天草市役所 農林水産課 ☎0964-26-5516・5540
	融資 新型コロナウイルス対策緊急支援金	農林水産業の対象者が利用した場合、5年間利子補給 (県：5、金融機関：3、市：2)	
	貸付 緊急小口資金 (主に休業された人)	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、少額の費用を貸付 貸付上限：10万円 (特別な場合は20万円) 据置期間：1年以内、償還期限：2年以内	上天草市社会福祉協議会 ☎0969-56-2455
	貸付 総合支援資金 (主に失業された人)	収入の減少や失業などにより、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、必要な生活費用を貸付 貸付上限：単身世帯15万円以内/月、2人以上世帯20万円以内/月 据置期間：1年以内、償還期限：10年以内	
	給付 住居確保給付金	休業などに伴う収入の減少により、住居を失う恐れが生じている人について、家賃相当額を自治体から直接家主へ支給 支給期間：原則3カ月	
		給付 上天草市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	社会福祉協議会の総合支援資金再貸付が終了した世帯または再貸付を不承認とされた世帯に対して給付 支給期間：3カ月 ※諸条件有り
	給付 国民健康保険傷病手当金	上天草市国民健康保険の加入者で、雇用されている人が新型コロナウイルスに感染した場合または感染が疑われる場合に、療養のため雇い主から十分な報酬が受けられない人に支給 ※諸条件有り	上天草市役所 健康づくり推進課 ☎0969-28-3354
休業の補償	助成 新型コロナウイルス感染症対応休業支援・給付金	新型コロナウイルス及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金 (休業手当) を受け取ることができなかった人に支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
税金・料金などの支払猶予・減免	猶予・減免 市民税・固定資産税・国民健康保険税	新型コロナウイルスの影響で収入が著しく減少し、納付が困難な人は、分納や徴収猶予の制度あり 国民健康保険税については、減免制度もあり ※要相談	上天草市役所 税務課 ☎0964-26-5523・5519
	減免 後期高齢者医療保険料	新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者に対する保険料の減免措置	上天草市役所 健康づくり推進課 ☎0969-28-3354・3375
	猶予・免除 国民年金保険料	国民年金保険料に関する免除・納付猶予に関する相談を受け付ける	
	減免 介護保険料	新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度下がるなどした65歳以上 (第一号被保険者) の人に対して、減免制度あり ※要相談	上天草市役所 高齢者ふれあい課 ☎0969-28-3360
	猶予 公共料金や電話料金 (固定・携帯)	生活困窮者などを対象に支払猶予措置あり (事業者向けにも支払猶予措置あり)	各電気・ガス・電話事業者
	猶予 住宅ローン	返済スケジュールの変更などについて相談できます。	各金融機関
	再算定・猶予 市営住宅家賃	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した人は、家賃を再算定し減額になる場合あり また、支払いが困難な場合は、分割納付および支払猶予の相談を受け付ける	上天草市役所 都市整備課 ☎0969-28-3366
	猶予 上水道料金	新型コロナウイルス感染症の影響により、上水道料金の支払いが困難な場合は、分割納付および支払猶予の相談に応じる	上天草市役所 水道局 ☎0969-28-3369
	猶予 下水道料金	新型コロナウイルス感染症の影響により、下水道料金の支払いが困難な場合は、分割納付および支払猶予の相談に応じる	上天草市役所 都市整備課 ☎0969-28-3366

個人向け

事業者向け

	支援メニュー	支援概要	相談窓口
前年同月比の売上減少を支援する融資・給付・補助	融資 熊本県金融円滑化特別資金(セーフティーネット保証4号(突発災害))	4号： 100%保証 、前年同月比20%～売上減(国指定業種 738業種対象)	熊本県信用保証協会 ☎096-375-2000
	融資 熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金	セーフティーネット4号、危機関連保証のいずれかを活用した場合、 最大3年間利子補給	
	融資 農林漁業セーフティーネット資金	新型コロナウイルス感染症の影響により、前期より10%以上農林漁業収入が減少した場合	上天草市役所 農林水産課 ☎0964-26-5516・5540
	融資 新型コロナウイルス対策緊急支援金	農林水産業の対象事業所が利用した場合、 5年間利子補給 (県：5、金融機関：3、市：2)	
	融資 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルスの影響で前年同月比5%以上の売上減 融資限度額： 6,000万円 (別枠)	日本政策金融公庫 熊本支店 ☎096-353-6121
	融資 新型コロナウイルス マル経融資の金利引き下げ	前年同月比5%以上の売上減の小規模事業者 融資限度額： 別枠1,000万円 当初3年間、金利を0.9%引き下げ	
	補助 上天草市消毒費補助金 	感染防止対策として、保健所からの命令等により、市内の事業所等を消毒した場合の 経費の1/2 を補助	上天草市役所 産業政策課 ☎0964-26-5531
	補助 中小企業の資金繰りを支援する利子保証料補助金 	市内事業者の資金繰りを援助するため、新型コロナウイルス関連の借入に対する保証料および利子を3年間補助(一事業者一会計年度： 上限50万円)	
	給付 月次支援金	緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している事業者 中小企業： 上限20万円 、個人事業者等： 上限10万円	月次給付金事務局 ☎0120-211-240
	給付 熊本県事業継続・再開支援一時金	県内に店舗や事業所を有する中小企業等で令和3年5月および6月の売上が2019年または2020年同月比30%以上50%未満減少していること 法人： 10万円/月 、個人事業者： 5万円/月	
給付 熊本県事業継続・再開支援一時金(酒類販売業者の上乗せ)	県内に店舗や事業所を有する酒類販売事業者で終日酒類提供停止要請に応じた飲食店と直接・間接の取引があり、令和3年5月および6月の売上が2019年または2020年同月比30%以上減少していること ○売上が70%以上減少 法人： 40万円/月 、個人事業者： 20万円/月 ○売上が50%以上70%未満減少 法人： 20万円/月 、個人事業者： 10万円/月 ○売上が30%以上50%未満減少 法人： 10万円/月 、個人事業者： 5万円/月	熊本県一時金コールセンター ☎096-387-1515	
休業の補償	補助 上天草市雇用維持補助金 	国の雇用調整助成金を受けた市内事業者に対し、休業手当の国補償分以外の 事業主負担分1/10全額 または 1/5の半額 を助成	上天草市役所 産業政策課 ☎0964-26-5531
	助成 雇用調整助成金(コロナ特例)	事業活動を縮小した事業所において従業員が休業した場合、 1人当たり最大13,500円/日 を助成 ※助成率および対象期間などは問い合わせください	熊本労働局 職業対策課 雇用調整助成金室 ☎096-312-0086
	助成 両立支援等助成金 育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」	臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業者が対象	熊本労働局 雇用環境・均等室 ☎096-352-3865
	助成 熊本県時短要請協力金	県内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮要請に全面的に応じた事業者に時短要請金を交付 ※申請受付： 令和3年7月30日まで	時短要請協力金コールセンター ☎096-333-2828
税金等の支払猶予	猶予 所得税、法人税、消費税などの国税	新型コロナウイルスの影響で国税を一時的に納付できない時、猶予が認められる場合あり ※条件あり	天草税務署 ☎0969-22-2510
	猶予 健康保険料や厚生年金保険料	事業の休止や著しい損失があった場合、 納付を猶予する	本渡年金事務所 ☎0969-24-2116
	猶予 上水道料金	新型コロナウイルス感染症の影響により、上水道料金の支払いが困難な場合は、分割納付および支払猶予の相談に応じる	上天草市役所 水道局 ☎0969-28-3369
	猶予 下水道料金	新型コロナウイルス感染症の影響により、下水道料金の支払いが困難な場合は、分割納付および支払猶予の相談に応じる	上天草市役所 都市整備課 ☎0969-28-3366